

4月から市税の納付がさらに便利に 地方税お支払いサイトスタート!

令和5年4月から、「eLマーク」がついている納付書なら、「地方税お支払いサイト」を利用して納付ができます。

◎納付書の様式が変わります

・「eLマーク」「eL-QR」「eL番号」が印字されます。

◎地方税お支払いサイト対応税目

- ・市県民税(普通徴収)
- ・固定資産税
- ・軽自動車税(種別割)
- ・国民健康保険税(普通徴収)

◎新しい支払方法

- ・インターネットバンキング ・スマホ決済アプリ
- ・クレジットカード払い

※別途決済手数料がかかる場合があります。

◎注意していただきたいこと

- ・領収証書は発行されません。
- ・納付書ごとに決済手続きが必要です。
- ・重複納付にご注意ください。 ・**決済手数料は還付対象外です。**
- ・「eLマーク」の印字がない納付書、口座振替ご利用中の税目、金額を訂正した納付書はご利用できません。

【納付書見本】



【地方税お支払いサイトURL】

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>
スマートフォンの方はこちらから→



支払方法や手数料など、詳しくは「地方税お支払いサイト」でご確認ください。

これまでどおりの納付方法もご利用いただけます。(金融機関・市役所等窓口、コンビニ、スマホアプリ)
特に、領収証書が必要な場合は、金融機関、市役所等窓口、コンビニエンスストアでお支払いください。

問 収納課 ☎(55)7121

自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を補助します

児童生徒等と高齢者の自転車乗車時におけるヘルメットの着用を促進し、交通事故の被害軽減を図るため、自転車乗車用ヘルメット購入費用の一部を補助します。

▼申請期間／4月3日(月)～令和6年2月29日(木)

▼対象者要件／市内に住所を有し、令和6年3月31日時点で、次の要件を満たす方

①7歳～18歳の児童生徒等(保護者の申請可)

②65歳以上の高齢者

※お1人様につき1個・1回限り

※過去に申請された方は再度申請することはできません。

▼補助対象となるヘルメット／令和5年4月1日以降に購入した安全基準に適合している安全認証マークがついている新品のヘルメット

▼補助金額／上限2千円

▼申請方法／自転車乗車用ヘルメット購入後に、申請書類に必要事項を記入し、領収書などを添えて危機管理課または各支所へご提出ください。

※詳細は市ホームページをご確認ください。

問 危機管理課 ☎(55)7130 🌐 <https://www.city.aisai.lg.jp/>

